

公民連携プラットフォーム 利用ガイド

令和5年4月



杉並区

杉並区では、基本構想で掲げる「新たな協働※」を推進しています。このたび、その取組の一つとして、「公民連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）」の運用を開始することとしました。

本ガイドは、区民や地域団体、民間事業者や大学など、より多くの主体に、気軽にプラットフォームをご利用いただけるよう、作成しました。プラットフォームの利用に当たっては、本ガイドをご確認ください。

なお、区では、現在、プラットフォーム利用の利便性の向上や情報共有の円滑化等を図るため、デジタル技術を活用したプラットフォームシステム（以下「システム」という。）の構築に向けて検討を進めています。システム導入後のプラットフォームの利用方法は、改めてお伝えします。なお、システムは令和5年10月を目途に導入する予定です。

※ ……新たな協働とは……

区、区民や地域団体、民間事業者や大学など、地域の多様な主体が参加する、柔軟で開かれたネットワークを構築することで、互いに対等な立場で、連携・協力しながら地域課題を解決していくこと。

目次

第1章	プラットフォームとは.....	1
1	プラットフォームの目的	
2	プラットフォームの仕組みの利用要件	
3	プラットフォームで対象とする取組	
4	プラットフォームで行うことができる取組	
第2章	プラットフォームを利用するには.....	4
1	事前登録	
2	プラットフォームの利用方法	
第3章	Q&A.....	9

第1章 プラットフォームとは

1 プラットフォームの目的

区では、この間、地域の課題は地域で解決を図ることを目指し、多くの区民や団体との協働の実践を積み重ね、「参加と協働による地域社会づくり」に努めてきました。しかし、社会の変化が極めて激しい時代にあって、複雑かつ高度な地域課題を行政だけで解決していくことがますます困難となる中、今後は、地域課題の解決に向け、これまで相手方の中心であった区民や地域団体に加え、民間事業者や大学、専門家などを含む多様な主体との協働を一層深化させ、連携して取り組むことが必要となってきます。こうした取組を推進していくためには、区と区民、民間事業者等の多様な主体が相互に地域の課題を共有し、対等な立場で連携・協力しながらその解決を図っていく、杉並ならではの新たな協働の仕組みづくりが重要となります。

区では、こうした観点を踏まえ、地域の活動をさらに充実させ、また、新たに地域での活動に参画する主体を増やし、協働の機運を醸成することなどを目的とし、杉並区独自の仕組みとしてプラットフォームの運用を開始することとしました。プラットフォームの仕組みを通じ、地域の多様な主体が出会い、互いを知り、理解し合い、新たな協働の更なる推進につなげていくことを目指していきます。

2 プラットフォームの仕組みの利用要件

プラットフォームの仕組みを利用できるのは、次の利用要件を満たした個人又は団体等になります。また、利用に当たっては、事前登録を行っていただく必要があります。

(1) プラットフォームの利用要件

- 区内に在住、在勤又は在学している個人
- 区内で活動を行っている又は(2)事前登録の後に活動することができる団体等
(地域団体、NPO、民間事業者、大学、金融機関、町会・自治会、公共団体など様々な団体(任意団体を含む。))

次のいずれかに該当する場合は、利用することができません。

- ・杉並区暴力団排除条例(平成24年杉並区条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者
 - ・法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(令和4年法律第105号)第4条各号に掲げる禁止行為を行う法人等
- ※なお、登録後に上記に該当することが判明した者及び虚偽の内容を登録した者は、当事者に通知の上、区が登録を抹消します。

(2) 事前登録

利用に当たっては、次の項目を区に届け出ていただきます。

- 氏名及びハンドルネーム(登録する主体が個人の場合のみ)
- 団体名称(登録する主体が団体の場合のみ)

- 担当者名（登録する主体が団体の場合のみ）
- 住所（登録する主体が団体の場合は所在地）
- メールアドレス
- 電話番号

3 プラットフォームで対象とする取組

プラットフォームでは、地域に暮らす人々のつながりを深める取組や、地域が抱える様々な課題の解決に結びつく取組であれば、対象とする取組に制限はありません。民間事業者が社会的責任（CSR）として行う取組も含まれます。また、活動を有償（イベントの参加料の徴収など）とすることもできます。

ただし、次のいずれかに該当するもの又はそのおそれがあるものは、プラットフォームで扱うことはできません。

- 法令又は公序良俗に反するもの
- 政治活動及び選挙活動に関するもの
- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者として勧誘することその他これらに類する行為を行うもの
- 営利を目的とする営業・宣伝活動であるもの
- 特定の個人等を誹謗中傷するもの
- 人種、信条、思想等を差別するもの又は差別を助長するもの
- 第三者の個人情報又はこれに類する情報に関わるもの
- 区への意見要望に該当するもの
- 区の品位を損なうもの
- その他区長がプラットフォームの取組に適さないと認めるもの

4 プラットフォームで行うことができる取組

プラットフォームの仕組みの中では、次の取組を行うことができます。

(1) 個人・団体（主体）の活動等のPRができます。

活動実績やこれから取り組みたい活動、主体の特徴など、プラットフォームを通じて、PRすることができます。

このことを通じて、多くの人に主体を知ってもらうことができ、地域活動の拡充や他の主体との出会いにつながることを期待できます。また、様々な活動をする主体が地域に存在することを多くの人を知ることにより、地域のネットワークの強化や協働の機運の醸成につながります。

(2) 連携・協力して、活動する個人・団体（主体）を見つけることができます。

自らが行いたい活動内容に賛同し、一緒に活動する主体を見つけることができます。例えば、プラットフォームを介して、「ノウハウはあるけれど人材が不足する主体」

と「人材はあるけれどノウハウが不足する主体」が出会い、互いの強みを活かしながら、単独では難しかった地域活動の拡充や実施につなげることができます。

また、「(1) 個人・団体（主体）の活動等のPRができます。」を、取組の実施に向けた検討の際に参考とすることができます。

(3) 個人・団体（主体）の活動をより良くするためのアイデア・意見を募ることができます。

他の主体と連携・協力しながら行っている活動を含め、地域活動をより良い活動にしていくために、多様な主体から新たなアイデアを募ることができます。

(4) 他の個人・団体（他の主体）の地域活動をより良くするために、アイデアや意見を出すことができます。

他の主体がより良い活動に向けたアイデアや意見を求めた場合、自らのノウハウや技術等を活かし、アイデアや意見を自由に提出することができます。

時間的な余裕がなく、地域活動などに参加することが難しい場合であっても、ノウハウや知識等を活かし、アイデアや意見を出すことにより、協働の取組に参画することができます。

(5) 行政課題の解決に向け、アイデアや意見を活かすことができます。

区は、行政課題の解決に向け、地域の多様な主体にアイデアや意見を求めることができます。

地域の多様な主体は、自由にアイデアや意見を提出することにより、自らのノウハウや知見等を政策に活かすことができます。

(6) 新たな協働の取組を促進するための取組を実施します。

区は、連携・協力して実行している取組を、広くPRします。このことを通じて、その取組の更なる充実や地域の協働の機運醸成につなげます。

また、区は、多様な主体が集い、協働の取組についての意見交換をする会合などを開催し、各主体が互いを知るきっかけや、新たな活動につなげるなど、多様な主体間の連携を促進していきます。

第2章 プラットフォームを利用するには

1 事前登録

「第1章 4プラットフォームで行うことができる取組」をご利用いただくために、事前登録をお願いします。下の二次元コードから、必要項目を入力することで、事前登録は完了します。

【二次元コード】



- ・ 登録の際に、「第1章 2 (1) プラットフォームの利用要件」をご確認ください。
- ・ ハンドルネームまたは団体名称は、区ホームページなどで、公表します。
- ・ 事前登録が完了した後に、入力誤りなどがあつた場合は、修正前と修正後の内容を区にメールでお知らせください。区で登録内容を修正します。

2 プラットフォームの利用方法

「1事前登録」を完了した主体は、以下の方法により「第1章 4プラットフォームで行うことができる取組」をご利用いただけます。所定の様式を、区ホームページからダウンロードいただき、企画課公民連携担当へメールにてお送りください。

【区ホームページURL】

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kusei/aratanakyodo/1087098.html>

【企画課公民連携担当メールアドレス】

komin-renkei@city.suginami.lg.jp



(1) 個人・団体（主体）の活動等をPRするには

活動等のPRを希望する主体は、区ホームページから、所定の様式（様式1 PRシート）をダウンロードし、区にメールで提出してください。

- ・ PRの内容は、区ホームページなどで公表します。
- ・ PR内容の修正等を行う場合は、PR全文を区にメールで提出してください。区が、公表したPR内容の修正等を行います。
- ・ 他の主体との出会いにつながることも踏まえ、PRに次の内容を盛り込むなど、より具体的な内容となるよう心がけてください。

【PRの内容の例】

- これまで行ってきた活動
- 今後、行ってみたい活動
- 地域活動に活かしたい資格やノウハウ、実績など
- 主な活動地域（活動エリア）
- 活動の拡大等に向けて、必要としている資格やノウハウ
- 地域活動に対する考え方
- 活動を継続していく決意

※当該主体の活動に関わりのない第三者の個人情報は入力しないでください。

(2) 連携・協力して活動する個人・団体（主体）を見つけるには

次の手順により、連携・協力して活動する主体を見つけ、新たな地域活動等につなげることができます。

【連携・協力する主体を見つけたい主体】

- ① 区ホームページから、所定の様式（様式2「提案シート」）をダウンロードし、区にメールで提出してください。

【記載項目】

- 取組の内容（写真や図などを用いていただいても構いません）
 - その取組を行う理由
 - 協働する主体を探す理由
 - どのような強みを持った主体と連携・協力したいか
 - 想定する活動地域
 - 想定している経費及び経費の確保手段
 - 取組の実施期間
 - 連携・協力する主体を募る期間
 - その他自由記載
- ② 区は、提出された内容が「第1章 4プラットフォームで行うことができる取組」に該当しているか等を確認します。
 - ③ 区は、区ホームページ等を活用し、提出された内容に基づき、連携・協力を希望する主体を募ります。
 - ・ハンドルネームまたは団体名称を併せて公表します。

【連携・協力することを検討する主体】

- ④ 区ホームページ等から、連携・協力する主体を募る取組内容を確認します。連携・協力を希望する場合は、区ホームページから、所定の様式（様式3「連携・協力希望書」）をダウンロードし、区にメールで提出してください。
- ⑤ 提出された所定の様式（様式3「連携・協力希望書」）の内容等を区が確認します。なお、内容の確認などで区にご連絡をする場合があります。

【連携・協力する主体を見つけない主体と連携・協力することを検討する主体】

- ⑥ 区が「連携・協力する主体を見つけない主体」と「連携・協力することを検討する主体」の双方の日程を調整し、「実行準備の集い※」を開催しますので、必ず出席してください。
- ⑦ 「実行準備の集い」により、双方が合意した場合は、取組の実行となります。
- ⑧ 取組の状況を多くの人に知っていただくため、また、地域の協働の機運醸成のために、区ホームページで公表します。区が取組状況についてお尋ねした際は、ご協力をお願いします。

※ ……「実行準備の集い」とは……

- 「連携・協力する主体を見つけない主体」と「連携・協力することを検討する主体」の双方の顔合わせのほか、活動の実行に向け、具体的な調整や打合せをする機会として、区が開催します。双方の出席は必須です。
- 円滑に調整や意見交換ができるよう、区がファシリテーターとして同席します。
- 「実行準備の集い」は、顔合わせを含め概ね3回程度を基本としますが、状況に応じて、柔軟に対応していきます。

〈「実行準備の集い」の開催事例〉

第1回：顔合わせ

第2回：連携・協力したい取組の内容の説明及び質疑

第3回：連携・協力に向け、双方の意思を確認（最終判断）

※「実行準備の集い」の開催が滞った状態で6か月が経過した場合は、双方に確認の上、当該取組に係る「実行準備の集い」を終了とします。

(3) 個人・団体（主体）の活動をより良くするためのアイデア・意見を募るためには

地域で活動している主体は、その活動をより良いものとしていくために、次の手順により、広くアイデアや意見を求めることができます。

- ① 区ホームページから、所定の様式（**様式4**「アイデア募集シート」）をダウンロードし、区にメールで提出してください。

【記載項目】

- 取組の概要
- アイデアや意見を求める内容や改善したい点など
(写真や図などを用いても構いません)
- アイデアや意見を募る期間

- ② 区は、提出された内容等が、「第1章 4プラットフォームで行うことができる取組」に該当しているか等を確認します。
- ③ 区は、区ホームページ等を活用し、アイデア・意見を募ります。
 - ・ハンドルネームまたは団体名称を併せて公表します。
- ④ 区は、他の主体から提出されたアイデア・意見の全てを、「アイデアや意見を募った主体」にメールでお渡しします。
- ⑤ 「アイデアや意見を募った主体」は、他の主体から提出されたアイデアや意見を、より良い活動にするための検討に活かしてください。

その後の取組の状況については、アイデアや意見を提出した主体への報告の観点等から、区ホームページで公表します。区が取組状況についてお尋ねした際は、ご協力をお願いします。

(4) 他の個人・団体（他の主体）の地域活動をより良くするために、アイデアや意見を出すには

次の手順により、アイデアや意見を提出することができます。

- ① 区ホームページ等でアイデアや意見を募っている内容を確認します。
- ② 区ホームページから所定の様式（様式5「アイデアシート」）をダウンロードし、アイデアや意見を区にメールで提出してください。
- ③ 提出されたアイデアや意見は、区から「アイデアや意見を募った主体」に伝えるとともに、区ホームページにハンドルネームまたは団体名称と共に掲載します。

(5) 行政課題の解決に向け、アイデアや意見を活かすためには

次の手順により、アイデアや意見を提出することができます。

- ① 区ホームページ等でアイデアや意見を募っている内容を確認します。
- ② 区ホームページから、所定の様式（様式5「アイデアシート」）をダウンロードし、区にメールで提出してください。
- ③ 区が「アイデアの会[※]」を開催する場合は、区ホームページを通じて参加者を募集しますので、申し込みの上、参加してください。
- ④ メールで提出されたアイデアや意見は、区ホームページにハンドルネームまたは団体名称と共に掲載します。また、「アイデアの会」におけるアイデアや意見についても、「アイデアの会」の参加者名（ハンドルネームまたは団体名称）と共に、区ホームページに掲載します。
- ⑤ 区は、いただいたアイデアや意見を参考に、事業を検討します。事業の状況は、区ホームページ等で公表します。

※

……「アイデアの会」とは……

- 行政課題の解決に向け、多様な主体から、アイデアや意見をいただく場として、区が開催します。出席者は、プラットフォームに登録する主体のうち希望する主体と区の職員です。区の職員は、アイデアや意見をいただく事業の説明を行います。
- 参加する主体は、自由にアイデアや意見を発言することができます。
他の主体の発言を否定することや「第1章 3プラットフォームで対象とする取組」で規定する「プラットフォームで扱うことはできない事項」に該当しない限り、どんな発言をしても構いません。
- 参加する主体が、他の主体のアイデアや意見を聞くことで、新たな発想が生まれることが期待できます。
- また、リアルな場での開催を原則とすることで、多様な主体が集い、地域の主体間の連携を深めることにもつなげていきます。

(6) 新たな協働の取組を促進するための取組

- 区は、各主体が連携・協力して実行した取組の状況や、「実行準備の集い」「アイデアの会」の状況などについて、区ホームページ等を通じて、広くPRしていきます。
こうしたことを通じ、地域での協働の取組の機運を高めていくほか、多様な主体同士が互いを知ることにより、地域のネットワークの強化につなげていきます。
- 区は、プラットフォームに登録した主体を対象に、交流会を開催します。
交流会では、地域活動に関する情報交換や、協働に関する講演会など、多様な主体間の連携を促進していきます。
- そのほかにも、区は、プラットフォームを介して、より多くの主体が連携・協力できるよう、各主体の取組を広く周知するなど、様々な取組に着手していきます。

■ お知らせ ■

プラットフォームをより利用しやすい仕組みとするため、令和5年10月を目途に、システムを導入する予定です。システムの稼働に際しては、本ガイドを改定しますので、あらかじめご了承ください。

第3章 Q&A

Q 1 5 ページ「(2) 連携・協力して活動する個人・団体（主体）を見つけるには」に基づいて、連携・協力して活動する主体を募った場合、必ず、連携・協力する主体が見つかりますか。また、連携・協力を希望する旨を表明した主体とは、必ず、一緒に活動しなくてはならないのですか。

A 1 連携・協力できる活動主体は、区ホームページで募るだけではなく、区も各主体に声をかけるなど、できる限りの支援を行います。連携・協力して活動する主体が見つかることを保証するものではありません。

また、「連携・協力を希望する旨を表明した主体」との連携・協力を強制することはありません。「実行準備の集い」を通じ、調整を行いますので、一緒に活動するか否かを検討いただき、双方が合意した場合に、連携・協力した取組の実施となります。

Q 2 5 ページ「(2) 連携・協力して活動する個人・団体（主体）を見つけるには」では、「連携・協力希望書」を提出できるのは、最も早く提出した1主体だけになるのでしょうか。

A 2 「連携・協力希望書」を提出できる主体数の上限は設けません。連携・協力する主体を募る期間内であれば、いつでも希望を表明いただけます。

また、「連携・協力希望書」を提出した主体ごとに、連携・協力して活動する主体を探している主体との「実行準備の集い」を開催します。

Q 3 連携・協力を希望すれば、必ず、一緒に活動ができるのですか。

A 3 「実行準備の集い」において、双方の考え方や一緒に活動するための条件などを含め、互いの理解を深めていただき、その上で、双方ともに、一緒に活動するかどうかを決断していただきます。区は、互いの理解を深めるための「実行準備の集い」を、双方の要望に応じて、複数回設定するとともに、ファシリテーターの役割を担っていきます。

Q 4 5 ページ「(2) 連携・協力して活動する個人・団体（主体）を見つけるには」に基づき、初対面の主体と取組に向けた調整や意見交換を行うのは難しいと思いますが、区はどの程度、関わるのですか。

A 4 「実行準備の集い」は、互いの理解を深めた上で、双方が取組を行うに当たっての条件等の調整を行い、取組の実行に結びつけるために行います。

区では、双方に取組内容の確認などを行ったうえで、「実行準備の集い」を開催します。また、区は、「実行準備の集い」において、より具体的・現実的な内容が話し合えるよう、促していきます。また、意向に応じて、双方が納得するまで、「実行準備の集い」を複数回設定していく予定です。

Q 5 5 ページ「(2) 連携・協力して活動する個人・団体（主体）を見つけるには」では、連携・協力する主体を募る段階で不明点等があった場合、質問することはできますか。

A 5 区ホームページから「連携・協力希望書」をダウンロードし、ご質問いただけましたら、回答します。

なお、質問及び回答は、ハンドルネームまたは団体名称と共に、区ホームページに掲載します。

Q 6 5 ページ「(2) 連携・協力して活動する個人・団体（主体）を見つけるには」を活用して、複数の主体と連携・協働する取組を実施する場合、収益が生じても良いのでしょうか。

A 6 営利のみを目的とする取組はプラットフォームで扱うことはできません。

ただし、新たな協働とは、地域課題の解決を、多様な主体が無償で行うものではありません。必要な経費に充てるために、その取組の参加者から費用を徴収しても構いません。

Q 7 6 ページの「実行準備の集い」はオンラインでの参加も可能ですか。

A 7 「実行準備の集い」は対面を原則とします。これは、「実行準備の集い」が、連携・協力していくことを目指した意見交換等を目的としているためです。ただし、複数回実施する中で、一部の開催をオンラインにするなど、状況に応じて、オンラインを活用することはできます。

Q 8 7 ページ「(4) 他の個人・団体（他の主体）の地域活動をより良くするために、アイデアや意見を出すには」「(5) 行政課題の解決に向け、アイデアや意見を活かすためには」に基づき、アイデアや意見を出しても、採用されなければ、意味がないのではないですか。

A 8 プラットフォームは、多様な主体の連携・協力を促進する仕組みです。提出いただいたアイデアや意見は、区ホームページ等で、公表します。様々なアイデアや意見を多くの方と共有することで、さらに違ったアイデアが生まれたり、また、地域の連携・協力の機運を高めることにつながったりするなど、採用されなくとも、協働の取組に参画いただくことができるものと考えています。

Q 9 7 ページ「(5) 行政課題の解決に向け、アイデアや意見を活かすためには」では、提出できるアイデアや意見に上限はありますか。

A 9 提出いただく件数に上限はありません。複数のアイデアや意見を提出いただけます。また、期限内であれば、何度提出いただいても構いません。

Q10 7ページ「(5) 行政課題の解決に向け、アイデアや意見を活かすためには」では、メールでアイデア等を提出した場合、「アイデアの会」への参加はできますか。

A10 メールでアイデア等を提出していても、「アイデアの会」にご出席いただけます。区が「アイデアの会」を開催する際は、参加者を募りますので、申し込みの上、ご参加ください。

Q11 プラットフォームを利用して新たな取組を実行した場合、区から補助金は出ますか。

A11 プラットフォームの利用を理由とする区の補助制度はありません。ただし、既存の補助制度で、活用が可能なものがあれば、紹介します。

Q12 プラットフォームの利用によって生じた費用は、個人・団体（主体）が負担するということでしょうか。

A12 区は、プラットフォームの利用に係る費用や、取組によって生じた損害等への補填、賠償は行いません。

Q13 これまで区が実施していた「協働提案制度」とプラットフォームの「連携・協力して活動する主体を見つける取組」に違いはありますか。

A13 「協働提案制度」では、地域団体等が提案した事業内容は、事前相談・事前協議・審査会を経て、区との協定に基づき実施する「区と提案団体との協働事業」となります。そのため、2年間限定で区が費用を負担するとともに、区による事業の評価を受けるほか、必要に応じて事業内容の改善を協議することとなります。

一方で、プラットフォームの「連携・協力して活動する主体を見つける取組」は、区の補助制度はなく、地域の多様な主体が協働の相手方になるほか、取組はその主体のものであり、各主体の方針や考え方に基づいた取組の実施が可能です。また、区が「実行準備の集い」を開催しますので、取組の実行に向けた調整や意見交換を円滑に行うこともできます。実行した取組については、区がホームページなどで、広くPRしていきます。

問合せ先

杉並区政策経営部企画課公民連携担当

メールアドレス：komin-renkei@city.suginami.lg.jp

電話番号：03-3312-2111（代表）

公民連携プラットフォーム PR シート

登録情報	ハンドルネームまたは団体名称：
	メールアドレス：
	電話番号：
<p>PR（できるだけ具体的に記載ください。）</p> <p>※記載に代えて企画書等を添付いただくことも可能です。</p> <p>【記載項目】</p> <ul style="list-style-type: none">○これまで行ってきた活動○今後、行ってみたい活動○地域活動に活かしたい資格やノウハウ、実績など○主な活動地域（活動エリア）○活動の拡大等に向けて、必要としている資格やノウハウ○地域活動に対する考え方○活動を継続していく決意 <p>※当該主体の活動に関わりのない第三者の個人情報は入力しないでください。</p>	
備考	

【問合せ先】

杉並区政策経営部企画課公民連携担当

メールアドレス：komin-renkei@city.suginami.lg.jp

電話番号：03-3312-2111（代表）

公民連携プラットフォーム 提案シート

登録情報	ハンドルネームまたは団体名称：
	メールアドレス：
	電話番号：
提案内容（できるだけ具体的に記載ください。） ※記載に代えて企画書等を添付いただくことも可能です。 【記載項目】 <input type="checkbox"/> 取組の内容（写真や図などを用いていただいて構いません） <input type="checkbox"/> その取組を行う理由 <input type="checkbox"/> 協働する主体を探す理由 <input type="checkbox"/> どのような強みを持った主体と連携・協力したいか <input type="checkbox"/> 想定する活動地域 <input type="checkbox"/> 想定している経費及び経費の確保手段 <input type="checkbox"/> 取組の実施期間 <input type="checkbox"/> 連携・協働する主体を募る期間	【タイトル】
備考	

【問合せ先】

杉並区政策経営部企画課公民連携担当

メールアドレス：komin-renkei@city.suginami.lg.jp

電話番号：03-3312-2111（代表）

公民連携プラットフォーム 連携・協力希望書

登録情報	ハンドルネームまたは団体名称：
	メールアドレス：
	電話番号：
連携・協力内容（できるだけ具体的に記載ください。） ※記載に代えて企画書等を添付いただくことも可能です。	【タイトル】
備考	

【問合せ先】

杉並区政策経営部企画課公民連携担当

メールアドレス：komin-renkei@city.suginami.lg.jp

電話番号：03-3312-2111（代表）

公民連携プラットフォーム アイデア募集シート

登録情報	ハンドルネームまたは団体名称：
	メールアドレス：
	電話番号：
募集内容（できるだけ具体的に記載ください。） ※記載に代えて企画書等を添付いただくことも可能です。 【記載項目】 <input type="radio"/> 取組の概要 <input type="radio"/> アイデアや意見を求める内容や改善したい点など（写真や図などを用いても構いません） <input type="radio"/> アイデアや意見を募る期間	【タイトル】
備考	

【問合せ先】

杉並区政策経営部企画課公民連携担当

メールアドレス：komin-renkei@city.suginami.lg.jp

電話番号：03-3312-2111（代表）

公民連携プラットフォーム アイデアシート

登録情報	ハンドルネームまたは団体名称：
	メールアドレス：
	電話番号：
アイデア（できるだけ具体的に記載ください。） ※記載に代えて企画書等を添付いただくことも可能です。	【タイトル】
備考	

【問合せ先】

杉並区政策経営部企画課公民連携担当

メールアドレス：komin-renkei@city.suginami.lg.jp

電話番号：03-3312-2111（代表）